

2022 年度第 1 回京私教協教員免許事務勉強会資料

0. 『教職課程事務入門3』刊行（2020年5月）以降の変更点

(1) 教育実習特例適用時の学力に関する証明書の記載

[「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について（令和2年8月28日時点）」（令和2年8月28日付事務連絡）](#) 問1

問1（略）

例えば、1単位の授業時間を30時間として、事前事後指導1単位分を含めた5単位開設の授業科目「教育実習」のうち、2単位を教育実習特例によって、課程認定を受けた教育実習以外の授業科目で代替し、3単位相当分の90時間を大学での実習等で代替することが可能か。また、学力に関する証明書はどのように記載すればよいか。

（答）

（略）

- 学力に関する証明書には、課程認定を受けた教育実習の授業科目名称及び単位数を記載してください。その際、8月11日付け教育実習通知の記4(2)④のとおり、当該教育実習の単位数が、教育実習特例によるものであることを記載する必要はありません。

→[8月11日付け教育実習通知](#)の記4(2)④

- ④ 教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、大学等が発行する学力に関する証明書において当該特例の扱いを記載する必要はないこと。

(2) ICT 事項科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法）、数理、データ活用及び人工知能に関する科目新設による変更【8頁において説明】

[「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（令和3年8月4日付通知）](#) 留意事項4(3)③

- ③ 改正後の免許法施行規則による学力に関する証明書の様式や記入方法については、証明書発行事務の参考のため、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。

・[文部科学省のウェブサイト掲載の作成・様式例](#)

(3) (2) の変更に関するQ&A【11頁において説明】

[「教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集」（令和3年11月2日付事務連絡）](#)

No.34

Q 「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位+「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどのようにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。

A 学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。

No.46

Q 令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規則の学力に関する証明書を発行することになるか。

A 改正省令については令和4年4月1日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。

(4) 改正免許法施行規則の施行に伴う学力に関する証明書様式の変更【4頁において説明】

○2021（令和3）年5月7日施行

○[「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（令和3年5月7日付通知）](#)

(5) 改正免許法施行による第7条の改正【3頁において説明】

○2022（令和4）年7月1日施行

○[「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和4年6月21日付通知）](#)

以降< >内のページ数は『教職課程事務入門 3』のページ数を示す。

1. 学力に関する証明書とは

<164 頁 : 3 段落目>

「上記の全ての単位を修得した年度」欄は免許更新制の導入により設けられた欄であったため、2022年7月1日から不要となると思われていたが、6月21日公布の改正施行規則において削除されなかった。そのため引き続きこの欄を記載する必要がある。

2. 条文

<164 頁>

今般の[改正免許法](#)により条文が一部改正となった。

▼免許法

(証明書の発行)

- 第7条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め(第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。)又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。
- 2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等(学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。))又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。)の意見を聞かなければならない。
- ~~4 免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。~~
- 5 第1項~~及び第2項及び前項~~の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

<166 頁・1 段落目の 2 行目>

[文部科学省のウェブサイトの Q&A](#)

Q 作成例では「卒業」の文言があるが、退学した学生等についても発行が必要か

A 学力に関する証明書は、卒業、退学、在学等の在籍状況によって発行の可否が左右され

るものではありませんので、いずれの場合でも発行が必要です。退学等の場合は適宜作成様式の文言を修正し、発行を行ってください。

<167 頁>

☞ 「誤発行」は第 21 条の処罰対象となるか？

◎いろは綜合法律事務所・大西康嗣弁護士（大阪弁護士会所属）の見解

Q 成績表をもとにエクセルファイルの証明書様式に入力しますので、誤発行がたまに起こります。

単純な誤発行について「虚偽」にあたるのかどうか、また、この「虚偽」という用語の示す範囲についてご教示願えればと思います。

A 虚偽とは、真実でないことを偽って、真実であるとする事です。

但し、刑法を初めとする各種罰則規定は、故意犯のみを処罰するのを原則としていて、過失犯については、過失犯処罰規定がない限りは、処罰されません。

そうすると、エクセル作成時の誤発行は、過失によって引き起こされるものですので、過失犯処罰規定のない教育職員免許法における「虚偽」にはあたらないことになります。

したがって、誤発行は、同条では処罰されないととなります。

上記のとおり刑事上の責任は問われませんが、誤発行により請求者が不利益を被った場合は民事上の責任を問われることがあります。

◆発行請求があれば課程認定を受けていない校種・教科等の証明書も発行しなければならないのか。

・中高の課程しかないが小学校の学力に関する証明書を求められる場合の対応。

[\(龍谷大学証明書交付願の例\)](#)

◆「厳封」の要否。

3. 証明書様式

<167 頁>

免許状更新講習の課程修了証明書、免許状更新講習の一部の履修に関する証明書（第 4 項）→
免許法施行規則第 73 条の 3 別記第四号様式は削除

<168 頁>

◆証明書様式の変更（令和 3 年 5 月 7 日施行）[〈令和 3 年 5 月 7 日付施行通知〉](#)

学力に関する証明書（別表第）

氏名

(旧 姓)

(通称名)

年 月 日生

<p>...</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇大学 学長 〇〇 〇〇印</p>

施行通知 2 頁より

…各種様式において、特に免許状においては従来から氏名に加えて旧姓や通称名を併記することを可能としておりましたが、「女性活躍加速のための重点方針 2019」（令和元年 6 月 18 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）が示されたことや、外国籍を有する者で日本に居住するものが増加していることを踏まえ、各種様式にて旧姓や通称名を併記することが可能であることを明確化するものです。

加えて、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められており、免許法施行規則等で押印を求める原則を廃止するものです。

施行通知 8 頁より

(6) 各種様式における旧姓や通称名の併記について

各種様式にて、授与申請者や保有者の申請に基づいて、都道府県教育委員会等は、様式中に氏名に加えて旧姓と通称名の併記が行えること明確化したこと。旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等にて本人確認を行うことを原則とすること。

(7) 各種様式における押印原則の廃止

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められていることから、別添 1 のとおり免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則を廃止することとしたこと。特に都道府県教育委員会においては当該マニュアルを参考とする等により積極的に押印の見直しに取り組むこと。

なお、各種様式について押印が真に必要と判断された場合は、引き続き押印を行うことを妨げないこと。

◆証明権者

- ・教育職員免許法施行規則では「学長」となっているが、大学によっては学部長・研究科長の場合もある。(特に学長にこだわる必要はない。各大学で規定する証明権者であればよい。)
- ・自学科等で認定を受けていない学校種・免許教科の科目の単位を他学科受講により修得した場合の証明権者はだれか？ ⇒ 各大学の規定による。

☆2011/8/7 文科省回答

免許法第 7 条は、ご存知のとおり、証明書の発行義務を「大学」に課しています。
また、学校教育法体系のうち大学の規定に関するもの（学校教育法、同施行令、同施

行規則、大学設置基準など)についても、学部や学科という組織を置くことは書いてありますし、学科レベルの設置認可・届出に係る規定もありますが、学部や学科に対して義務や権利を規定しているものはありません。

つまり、国の法令では、学部や学科でどのような事務を行うかは、基本的に、大学において決められるものという前提があります。

おそらく、大学だと、学部自治や学部の事務があり、そこで、当該学生の面倒をどちらが見るのか、という話が出るのかと思いますが、外から見れば、どちらの学部で証明したかより、大学として証明したかの方が意味がありますので、適宜適切に事務をしていただければ結構かと思います。

<169 頁>

・ [文部科学省のウェブサイト掲載の作成・様式例](#)

★最終的に学力に関する証明書の記載内容は免許状（次頁に免許状例掲載）にどのように反映されるのか。

○申請者記載の申請書（例として滋賀県の様式をあげてます）と学力に関する証明書の記載内容が一致しているか。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 学校種、教科

○転記される証明内容

- ・ 根拠規定
- ・ 基礎資格
- ・ 教育機関等名（基礎資格取得大学・学科等名、基礎資格取得日（卒業または修了年月日））
- ・ 修得単位←法定最低修得単位数のみ記載される。

★根拠規定ごとに証明書様式は異なり、[申請者](#)の授与要件に係る別表に合わせて証明書を作成する。

⇒一般的に別表第1・2・2の2様式以外で請求されるのは別表第4様式ぐらいである。

中学校教諭一種免許状

本籍地 大阪府
氏名 新免 花子
平成二年十二月一日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。

記

保健体育

授与年月日 (取得年月日)

平成二十七年三月三十一日

平二六中一第〇〇号

根拠規定 免許法別表第一

免許状番号

〇〇〇〇教育委員会

公 印

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科

十二単位以上修得の分野名
卒業又は修了の年月日

* 平成二十七年三月二十五日

修得単位

教科に関する科目 二〇単位以上
教職に関する科目 三一単位以上
教科又は教職に関する科目 八単位以上
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目 八単位以上

資格認定試験

証書番号 *
試験実施機関 *

合格年月日 *

備考 〇〇大学で単位を修得

4. 新課程対応の証明書様式について

<174・175頁>

◆証明書（控え）の保存期間

- ・法令上の定めがないため、各大学の規定による。

2022年4月からの変更点

- 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」欄を新設（小中高のみ）。
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目において、「情報機器の操作」を「数理、データ活用及び人工知能に関する科又は情報機器の操作」に変更。

4月以降は必ず新様式を利用しなければならない。

☆[教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集（令和3年11月2日事務連絡）](#)

No.46

Q 令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規則の学力に関する証明書を発行することになるか。

A 改正省令については令和4年4月1日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。

◆学力に関する証明書において変更が必要な部分

課程 免許種	新課程	旧課程
	2019年度以降入学生	1999/2000～2018年度入学生
幼	66条の6	66条の6
小	ICT事項科目／66条の6	66条の6
中	ICT事項科目／66条の6	66条の6
高	ICT事項科目／66条の6	66条の6
特支	なし	なし
養護	66条の6	66条の6
栄養	66条の6	66条の6

- 令和元年度入学生～令和3年度入学生のカリキュラムにおいては、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」という事項は必修とされておらず、経過措置として改正前の事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を修得すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を修得したものとみなされることとなっている（[令和3年改正免許法施行規則附則第2・3項](#)）。

中学校教諭免許状の教科及び教職に関する科目（令和3年改正前後の比較）

科目	令和3年改正前	令和3年改正後
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	
	総合的な学習の時間の指導法	
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
教育実践に関する科目	教育実習	
	教職実践演習	
大学が独自に設定する科目		

- そのため、カリキュラム上「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に位置付けられている授業科目であっても、単位修得後は、学力に関する証明書においては「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の証明欄において単位修得証明をすることとなる。
- 経過措置適用者の場合は、学力に関する証明書様式は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」があるものを使うという誤解のないようにしなければならない。
- 経過措置上は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に位置付けられた授業科目が存在するものの、法令上は、4月1日以降、「教育の方法及び技術（情報機

器及び教材の活用を含む。）」は存在しなくなるため、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の証明をすることはできないということになる。

◆経過措置適用科目の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」欄の証明例

(1) 共通事項

記載方法については、文部科学省から記載例が示されているが、この証明書を受け取った相手側がわかるようにできていればよいので、各大学において工夫してかまわない。文部科学省の示した例と私の提示する2つの例をもとに説明する。

なお、経過措置が適用される者の証明について、文部科学省からの留意事項として、備考欄に「令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2、3項により、旧課程において修得した「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目の単位を、改正後の「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の単位とみなす場合、備考欄にその旨補足すること」と記載例に指示がある。そのため備考欄には「注）令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。」という一文を入れる。

(2) 文部科学省提示の記載例

2単位科目として開講されていた「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」における開講科目「△△△△△」を改正後の「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位としてみなす場合が示されている。この場合、「単位修得済授業科目」欄の「名称」と「単位数」欄には、「△△△△△」の単位を2重カウントしないよう留意する必要がある。そのため、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」では授業科目名に（ ）を付して、「△△△△△」の単位が両方の事項の単位として使用されている旨がわかるように記載する。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注）令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○	(△△△△△)	(2)	
・生徒指導の理論及び方法				
		小計	2	

(3) 文部科学省例示以外の証明例 1

「教育の方法及び技術」にのみ授業科目名と単位を記載し、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の欄では「名称」欄は空白、「単位数」欄に※を記載し、備考欄にて「教育の方法及び技術」の単位に含むという記載をする。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注) 令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。 ※「教育の方法及び技術」を含む。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○		※	
・生徒指導の理論及び方法	○			
			小計	2

(4) 文部科学省例示以外の証明例 2

2つの事項の「名称」と「単位数」欄を結合し、2つの事項を1つの授業科目でカバーしている旨がわかるようにする。この方法が一番手間のかからない証明方法だと思われる。各大学において、1つの事項で1つの欄というこだわりがなければこの方法が一番簡易かと思われる。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注) 令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○			
・生徒指導の理論及び方法	○			
			小計	2

◆数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作の証明例

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の修得に必要なものとして教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位となった。「情報機器の操作」2単位という部分が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位というふうに、「情報機器の操作」2単位が必ずしも必修ではなくなった。

☆[教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集（令和3年11月2日事務連絡）](#)

No.34

Q 「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位+「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどのようにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。

A 学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。

■ 文部科学省例示様式

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は、情報機器の操作			
	計	0	

「免許法施行規則において、「数理科目2単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。」と教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集No.32において示されている。このためNo.34の質問において2行にすべきではないかという質問がなされている。1行の場合、備考欄において、「情報機器の操作」と「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれの分野で2単位を確実に修得したのかを明記する必要がある。ただし、備考欄に記載がないとわからなくなるため、私が提示する2行にするほうが実務上もわかりやすいのではないかと考える。

■ 私の提案

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目 情報機器の操作		
	計	0	

高等学校教諭免許状の教科及び教職に関する科目（改正前後の比較）

科目	令和3年改正前	令和3年改正後	令和4年改正後
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な探究の時間の指導法
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習		
	教職実践演習		
大学が独自に設定する科目			

養護教諭免許状の教科及び教職に関する科目（改正前後の比較）

科目	令和4年改正前	令和4年改正後
養護及び教職に関する科目	養護に関する科目	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
教育実践に関する科目	養護実習	
	教職実践演習	
大学が独自に設定する科目		

栄養教諭免許状の教科及び教職に関する科目（改正前後の比較）

科目	令和4年改正前	令和4年改正後
栄養に係る教育及び教職に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	
	教職実践演習	
大学が独自に設定する科目		

2022年7or8月XX日（[現在パブリックコメント中の改正案](#)の施行日）からの変更点

- 「総合的な学習の時間の指導法」から「総合的な探究の時間の指導法」に改正（高のみ）。
- 「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」から「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」に改正（養護・栄養）

- 令和元年度入学生～令和4年度入学生のカリキュラムにおいては、「総合的な探究の時間の指導法」という事項は必修とされておらず、経過措置として改正前の事項「総合的な学習の時間の指導法」の単位を修得すれば、「総合的な探究の時間の指導法」の単位を修得したものとみなされることとなっている（[令和4年改正免許法施行規則附則第3項](#)）。

<188頁>

教員免許更新制の廃止に伴い2022年7月1日以降 は削除されると思われていたが、削除されなかった。